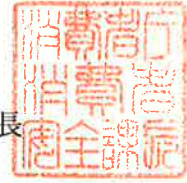




消 安 全 第 386 号

平 成 26 年 12 月 10 日

一般社団法人 日本食品安全協会 理事長殿



消費者庁消費者安全課長

健康被害発生後も継続利用を勧める美容・健康商品等について（要請）

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただきましてありがとうございます。

消費者庁には、美容・健康商品等を利用して健康被害が発生した後に、事業者から「好転反応」等の文言を使って継続利用を勧められ、さらに状態が悪化したといった情報が、100件（寄せられています平成26年10月末現在）。

当該商品の利用に伴い健康被害が発生した場合は、商品の利用を一旦中止し、医師に相談することが重要であり、販売事業者が消費者に継続利用を促すような説明を行うことは不適切です。健康被害が発生した商品等の利用を継続した場合、症状が大幅に悪化する可能性もあるため、12月10日に、消費者安全法第38条第1項の規定に基づき、消費者への注意喚起を行いました（詳細は別添を参照）。

つきましては、貴協会におかれましては、会員各位に対し下記の点を周知していただくよう要請いたします。

記

1. 美容・健康商品等を利用して健康被害が発生した際に、事業者が「好転反応」等として継続利用を勧めないこと。
2. 美容・健康商品等を利用して健康被害の症状が発生した場合は、利用者に当該商品等の利用を一旦中止して、医師の診断を受けるよう促すこと。

以上

<担当者連絡先>

消費者庁消費者安全課 （河岡、中川、辻野）

電話 03-3507-9137（直通）

平成 26 年 12 月 10 日

健康被害発生後も継続利用を勧められる美容・健康商品等

～「好転反応」等といわれても、健康被害が出たら利用を一旦中止しましょう！～

健康食品、化粧品、健康器具^{※1}、美容エステ等の、美容・健康等に関する機能性をうたった商品・サービス等（以下「美容・健康商品等」とする。）を利用した際に、場合によっては、湿疹・かゆみといった皮膚障害、下痢・胃痛のような消化器障害、だるさや頭痛等の健康被害が発生することがあります。こうした症状が体に現れた際に、美容・健康商品等の利用を継続すると症状が大幅に悪化するおそれがあります。

一方で、美容・健康商品等の販売・役務提供を行う事業者等が、「症状が発生するのは好転反応」、「今は毒素が抜けているところ」等と説明して、症状発生後も継続利用を勧めているケースがあります。このような健康被害とその対処に関する相談が事故情報データベース^{※2}に 339 件寄せられており、そのうち消費者が実際に利用を継続して症状が持続・悪化したという消費者事故等の情報が、100 件^{※3}を占めます。

今後も、同種又は類似の消費者事故等が発生するおそれがあるため、消費者安全法第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者に注意喚起します。美容・健康商品等の利用後に、健康被害が発生した際には、商品・サービス等の利用を一旦中止し、医師に相談しましょう。たとえ事業者等から、「その症状は好転反応」、「毒素が抜けているところ」等と継続利用を勧められても、安易に従うのは危険です。

- ※1 今回、健康器具として分類した商品の中には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医療機器に相当する機器も含まれていると考えられるが、相談情報から医療機器か否かは区別できない。
- ※2 「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」及び「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システムである（平成 22 年 4 月運用開始）。
- ※3 いずれも消費生活相談として、消費者から申出があった情報であり、消費者庁として事故の原因等について確認したものではない（データは平成 26 年 10 月末日までの登録分）。

(3) 消費者事故等の内訳

健康被害発生後に継続利用を勧められた例と、そのうち継続利用し症状が持続・悪化した例を、商品・役務別にみると以下のとおり。

商品等の購入経路を見ると、知人等から購入、無料体験会等の後に購入、美容エステサービスを受けた際に購入等の例が多く見られます。

原因	主な症状	全事例	継続例（内数）
化粧品（医薬部外品を含む）	発疹、腫れ、炎症等	76	33
健康食品	下痢・吐き気等の消化器障害、発疹等の皮膚障害等	120	32
健康器具 （マッサージ器、美顔器、布団等）	発疹、頭痛、めまい、不眠等	66	23
エステティックサービス （痩身エステ、化粧品等を利用した美容エステ）	発疹、あざ、倦怠感等	47	8
その他（整体、カイロプラクティック、アロマオイル等）※	発疹、あざ、倦怠感、胸やけ、吐き気等	30	4
計		339	100

※化粧品・健康食品のセット販売も3件含まれています。

(4) 消費者事故等の事例

【事例1】化粧品を購入し、使用していたら、ニキビが出たり、痒みや痛みも出てきた。販売員に症状を訴えたが、「大丈夫、良い化粧品だからニキビが出る。今はデトックス効果で悪いものがでている」等言われ、信用して使い続けた。しかし症状が改善されず、医師の診察を受けたら、化粧品負けが原因と言われ、薬を処方された。

（事故発生年月：平成25年11月、20歳代女性）

【事例2】CMでアトピーでも使用できる、アレルギー学会でも承認されているという内容を見て化粧品を使用したところ、肌がボロボロ剥がれてきたので、業者に相談したところ、好転反応と言われたためそのまま使用を継続した。何か月経っても症状が治まらず毛穴が開いた状態になった。さすがにおかしいと思い、皮膚科を受診したところ、かぶれによる発疹と言われた。（事故発生年月：平成26年4月、50歳代女性）

【事例3】電話で勧誘があった化粧品店に行き、高価な化粧品を買ったが、しばらく使うと発疹が出た。店舗に電話すると「最初は悪いものが出ているので、そういうこと

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課

河岡 中川 辻野

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

ウェブサイト : <http://www.caa.go.jp/>